

改正 健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設 第一種施設
- ・病院、診療所 等
- ・行政機関の庁舎 等

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所
- 等

*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

- 既存の経営規模の小さな飲食店
- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100m²以下

- 敷地内禁煙
屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

- 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択

- 屋内禁煙
- 喫煙専用室設置（※）
- 加熱式たばこ専用の喫煙室設置（※）



or

- 室外への煙の流出防止措置
- 喫煙可能（※）



2020年
4月1日
施行

- 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能。
20歳未満は立ち入れない

- 施設内で喫煙可能（※）
- 施設内で喫煙可能（※）

- 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮
 - (例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。
- 喫煙を主目的とする施設
 - ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
 - ・店内で喫煙可能なたばこ販売店・公衆喫煙所
- 屋外や家庭など

2019年
1月24日
施行

改正健康増進法を受けての平成31年度の本市の取組

取組	内容（実施時期（予定））
法制度の詳細の周知	施設の管理権原者に対して、政省令によって定められている法制度の詳細（例：「喫煙専用室」等の設置基準等）を周知徹底とともに、法に基づく受動喫煙防止対策の早期実施を勧奨する（令和元年6月ごろ）。
施設向け説明会の実施	施設の管理権原者等を対象とした説明会を実施し、受動喫煙防止の取組や早期に法に基づき適切に措置を講ずることを勧奨する（随時実施）。
飲食店における受動喫煙防止のための標識掲示の徹底	法において飲食店内で喫煙可能とする場合に義務付けられる標識の掲示について、本市において標識を作成し、飲食店に対して配布することで、法の遵守に向けた取組を進める。 また、本市の独自の取組として、店内が禁煙である旨を掲示する標識についても本市で作成し、飲食店に配布することで、飲食店における受動喫煙の防止を徹底する（令和元年6月ごろ）。
「既存特定飲食提供施設」の経過措置制度に対応する届出窓口の設置	法において定められている「既存特定飲食提供施設」の経過措置制度に関する届出制度に対応する窓口を設置する（令和元年度早期）。
電話相談窓口の設置	施設管理者や市民等からの受動喫煙防止に関する相談に対応する電話窓口を設置する（令和元年度早期）。
監視・指導体制の整備	飲食店における喫煙標識の掲示状況の確認や「既存特定飲食提供施設」の経過措置制度に関する届出の確認等、2020年4月の改正法の完全施行を踏まえた監視・指導体制を整備する（令和2年2月以降）。
市政広報板を活用した街頭における受動喫煙の防止の啓発	市内各所（約1万6百箇所）にある市政広報板を活用して約半月程度ポスターを掲示し、街頭において、市民はもとより、路上を通行する多くの人に対して、受動喫煙の防止等を訴求する（令和元年6月上旬ごろ）。
幼稚園、保育園、小学校等における受動喫煙の防止に向けた啓発	受動喫煙の防止・喫煙マナーを呼びかける「のぼり」を本市で作成し、市内の幼稚園・保育園等、小学校（670所・校）に対して配布することで、家庭での子どもの受動喫煙防止を保護者に対して直接呼びかけるとともに、幼稚園・保育園、小学校の敷地外周辺における喫煙を防ぐ取組を進める（令和元年6月ごろ）。

上記の他、昨年度に引き続き、保健福祉センターにおける母子健康手帳交付時全数面接や乳幼児健康診査の機会等における普及啓発や、世界禁煙デー、禁煙週間の取組（5月31日～6月6日）等を通じた普及啓発等、あらゆる場面での受動喫煙防止の取組を実施する。